



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年10月17日金曜日 第1501号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則.....	1075
愛媛県林業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則...	1100

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	1100
肥料登録有効期間の更新.....	1103
土地収用法に基づく事業の認定.....	1103
道路の区域変更（一般国道379号）.....	1104
開発行為に関する工事の完了.....	1104
愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲の一部改正.....	1104

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	1104
---------------------------	------

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	1105
-------------------------------	------

公営企業告示

落札者等の告示.....	1105
--------------	------

任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....	1105
---------------	------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第64号

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則を次のように定める。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則

愛媛県林業改善資金貸付規則（昭和51年愛媛県規則第81号）の全部を改正する。

（貸付け）

第1条 県は、この規則の定めるところにより、林業従事者等（林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する林業従事者等をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において、林業・木材産業改善資金を貸し付けるものとする。

2 県は、前項に規定する場合のほか、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関（法第3条第2項に規定する融資機関をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において、当該業務に必要な資金

の全部を貸し付けるものとする。

（貸付限度額並びに償還の期間及び方法）

第2条 前条第1項の貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の一林業従事者等ごとの限度額は、個人にあっては1,500万円、会社にあつては3,000万円、会社以外の団体にあっては5,000万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ1億円）とする。ただし、知事が、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認める場合において農林水産大臣に協議をしたときは、当該協議をして定めた額とする。

2 貸付金の償還期間は、10年（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金であつて林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要なものにあつては12年（3年以内の据置期間を含む。）以内とし、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金であつて林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主が同法第6条第2項に規定する認定計画に従つて同法第5条第1項に規定する改善措置を行うのに必要なものにあつては15年（3年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 貸付金の償還は、償還期間を1年以内とした貸付金にあつては一時払の方法とし、それ以外の貸付金にあつては均等年賦支払の方法によるものとする。この場合において、据置期間を設けた貸付金の償還は、原則として据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法によるものとする。

（貸付金の利率）

第3条 貸付金は、無利子とする。

（借受資格）

第4条 貸付金の借受者たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 林業従事者
- (2) 木材産業に属する事業を営む者（資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人であるものに限る。）
- (3) 前2号に掲げる者の組織する団体
- (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300

人以下のものに限る。)

2 前項に規定する借受者たる資格を有する者のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

- (1) 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集团的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。
- (2) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有する団体であること。

(貸付資格の認定)

第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受けなければならない。

2 知事は、前項の認定(以下「認定」という。)の申請があつたときは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者)が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合であつて、当該林業・木材産業改善措置の内容が次の各号のいずれかに該当するときに限り、認定をするものとする。

- (1) 新たな林業部門の経営の開始(林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。)
- (2) 新たな木材産業部門の経営の開始(木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。)
- (3) 林産物の新たな生産方式の導入
- (4) 林産物の新たな販売方式の導入
- (5) 林業労働に係る安全衛生施設の導入
- (6) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

3 知事は、原則として、貸付金の貸付後3月以内に完了すると見込まれる事業について認定をするものとする。ただし、知事が3月以内に完了することが困難であると認める事業については、この限りでない。

4 知事は、認定をしたときは林業・木材産業改善資金貸付資格認定書(様式第2号。以下「認定書」という。)を申請者に交付し、認定をしない旨の決定をしたときはその旨を申請者に通知するものとする。

(県が行う貸付けの手続)

第6条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、認定申請書(認定を受けている場合にあつては、認定書の写し)と併せて、林業・木材産業改善資金借入申込書(様式第3号。以下「借入申込書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による借入申込書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、貸付けの決定を行ったときは林業・木材産業改善資金貸付決定通知書(様式第4号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込書を提出した者(以下「借入申込者」という。)が認定を受けていない

場合にあつては、認定書と併せて借入申込者に交付し、貸付けをしない旨の決定をしたときはその旨を借入申込者に通知するものとする。

3 借入申込者は、前項の規定による貸付決定通知書の交付を受けたときは、貸付決定の日から30日以内に、林業・木材産業改善資金借用証書(様式第5号。以下「借用証書」という。)を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人又は担保)

第7条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、連帯保証人に代えて担保を提供することができる。

2 前項本文の場合において、貸付金の貸付けを受けようとする者が第4条第1項第3号に掲げる団体であるときは、その構成員のうち、当該貸付けによって受益する者(その者が特定されない場合にあつては、当該団体の理事等)が当該団体の連帯保証人となるものとする。

3 前項に規定するもののほか、連帯保証人の資格及び数は、知事が定めるところによるものとする。

4 知事は、第1項の規定にかかわらず、貸付金債権を保全するため必要があると認めるときは、貸付金の貸付けを受けようとする者に対し連帯保証人に加えて担保を提供させることがある。

5 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認めるときは、貸付金の貸付けを受けた者に対し、連帯保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることがある。

(貸付金の交付及び貸付対象事業の着手)

第8条 知事は、借用証書と引換えに貸付金を交付するものとする。

2 貸付決定通知書の交付を受けた者は、貸付金の交付前に貸付対象事業に着手してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(事業実施報告等)

第9条 貸付金の交付を受けた者(以下「借受者」という。)は、貸付対象事業の完了後30日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書(様式第6号。以下「実施報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 借受者は、実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をしたときは、その指示に従わなければならない。

(認定の取消し)

第10条 知事は、貸付けの決定から貸付対象事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置に関する計画が達成できない見込みとなつたときは、当該計画に係る認定を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、借受者に林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(期限前償還)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支払期日前に、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第12条 知事は、災害又は借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）若しくはその者と同居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められるときには、償還金の支払を猶予することができる。

2 借受者は、前項の規定による償還金の支払の猶予を受けようとするときは、林業・木材産業改善資金償還金支払猶予申請書（様式第8号。以下「支払猶予申請書」という。）に前項に規定する場合に該当することを証する書面を添え、償還期限（均等年賦支払の場合における各支払期日を含む。）の30日前までに知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支払を猶予するかどうかの決定を行うものとする。

4 知事は、前項の規定により、支払の猶予の決定を行ったときは林業・木材産業改善資金償還金支払猶予決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとし、支払の猶予をしない旨の決定を行ったときはその旨を申請者に通知するものとする。

5 知事は、償還金の支払期日を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定を行ったときにおいても、次条に規定する違約金を徴収するものとする。

(違約金)

第13条 知事は、借受者が支払期日に償還金又は第11条の規定により償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(県貸付金の貸付けの手續等)

第14条 融資機関は、第1条第2項の貸付けを受けようとするときは、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書の提出を受けた場合は、速やかに審査を行い、貸付けの決定を行ったときは貸付決定通知書を融資機関に交付し、貸付けをしない旨の決定を行ったときはその旨を融資機関に通知するものとする。

3 融資機関は、貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

4 第1条第2項の貸付けに係る資金（以下「県貸付金」という。）の償還期間は、16年（4年以内の据置期間を含む。）以内とする。

5 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。

6 融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状

況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならない。

7 融資機関は、次に掲げる場合には、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

8 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、支払期日前に、当該融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(2) 知事が第6項の規定に基づく報告を求めた場合において、その報告を怠ったとき。

(3) 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受者による林業・木材産業改善資金の償還を次条第1項において準用する第12条第1項の規定により猶予したことにより、融資機関が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

9 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は前項の規定により償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数（以下「延滞日数」という。）により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、借受者による林業・木材産業改善資金の償還を次条第1項において準用する第12条第1項の規定により猶予したことにより、融資機関が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合は、支払期日の翌日から借受者又はこれに代わる者による融資機関への支払の当日までの日数を延滞日数から控除した日数により計算した違約金を徴収することができる。

(融資機関が行う貸付けの手續等)

第15条 第2条から第6条まで及び第8条から第13条までの規定は、融資機関が行う林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	認定申請書（認定を受けている場合にあっては、認定書の写し）と併せて、林業・木材産業改善資金借入申込書（様式第3号。以下「借入申込書」という。）を知事	認定を受けている場合にあっては林業・木材産業改善資金借入申込書（様式第3号。以下「借入申込書」という。）に認定書の写しを添えて融資機関に提出し、認定を受けていない場合にあっては借入申込書を融資機関に提出するとともに、認定申請書に借入申込書の写しを添えて知事
第6条第2項	知事 場合は、その内容を審査し、貸付けの決定を行	融資機関 場合（借入申込書を提出した者（以下「借入申込者」という。）が認定を

	ったときは林業・木材産業改善資金貸付決定通知書（様式第4号。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込書を提出した者（以下「借入申込者」という。）が認定を受けていない場合においては、認定書と併せて	受けていない場合においては、第15条第2項の通知を受けた場合は、速やかに審査し、貸付の決定を行ったときは林業・木材産業改善資金貸付決定通知書（様式第4号。以下「貸付決定通知書」という。）を
第6条第3項及び第8条第1項	知事	融資機関
第9条第1項	知事に提出しなければならない。	融資機関に提出しなければならない。この場合において、融資機関は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに、林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。
第9条第2項	知事	融資機関
第10条第2項	通知する	通知するとともに、融資機関にその写しを送付する
第11条及び第12条第1項	知事	融資機関
第12条第2項	知事に提出しなければならない。	融資機関に提出しなければならない。この場合において、融資機関は、速やかに、林業・木材産業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書（様式第13号。以下「県貸付金支払猶予申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
第12条第3項	支払猶予申請書 審査し	県貸付金支払猶予申請書 審査し、支払の猶予の決定を行ったときは林業・木材産業改善資金償還金支払猶予決定通知書により融資機関に通知し、支払の猶予をしない旨の決定を行ったときはその旨を融資機関に通知し、融資機関は
第12条第4項及び第5項	知事	融資機関
第13条	知事	融資機関
	第11条	第15条第1項において準用する第11条

る借入れの申込みに係る認定の可否を、借入申込者が林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関に通知するものとする。ただし、既に認定を受けている者が当該認定に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするときは、この限りでない。

（書類の経由等）

第16条 第5条第1項、第6条第1項及び第12条第2項の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出しようとする者が第4条第1項第1号に掲げる者、同項第3号に掲げる者（同項第1号に掲げる者の組織する団体に限る。以下「第1号団体」という。）及び同項第4号に掲げる者であるときはその者の住所地をその地区内に含む森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号に掲げる事業を行う森林組合（以下「森林組合」という。）を、第4条第1項第2号に掲げる者及び同項第3号に掲げる者（同項第2号に掲げる者の組織する団体に限る。以下「第2号団体」という。）であるときは愛媛県木材製材協同組合（以下「県木協組」という。）を通じ、所轄の地方局長（以下「地方局長」という。）を経由するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるとき及び愛媛県森林組合連合会（以下「県森連」という。）又は県木協組（以下「県森連等」という。）が当該書類を提出しようとするときは、森林組合又は県木協組（以下「事務取扱機関」という。）を通じる必要は、ないものとする。

2 知事は、第5条第4項の規定に基づき認定書を申請者に交付するとき、第6条第2項の規定に基づき貸付決定通知書を借入申込者に交付するとき、第10条第2項の規定に基づき林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書を借受者に交付するとき、及び第12条第4項の規定に基づき林業・木材産業改善資金償還金支払猶予決定通知書を申請者に交付するときは事務取扱機関及び地方局長並びに愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則（昭和51年愛媛県規則第82号）第2条に規定する県森連等（以下「事務委託機関」という。）にその旨を連絡し、認定をしない旨の決定をしたとき、貸付けをしない旨の決定を行ったとき、及び支払の猶予をしない旨の決定を行ったときはその旨を事務取扱機関、地方局長及び事務委託機関に通知するものとする。ただし、認定の申請者、借入申込者、借受者又は支払の猶予の申請者が県森連等であるときは、これらの手続は、地方局長に対してのみ行うものとする。

3 第6条第3項の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出しようとする者が第4条第1項第1号に掲げる者、第1号団体及び同項第4号に掲げる者であるときは森林組合を通じ、及び県森連を経由して、第4条第1項第2号に掲げる者及び第2号団体であるときは県木協組を経由して知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、森林組合を通じる必要はないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、借入申込者が県森連等であるときは、借用証書を直接知事に提出しなければならない。

5 第9条第1項（前条第1項において準用する場合を含む。）、前条第1項において準用する第6条第1項及び同条第1項において準用する第12条第2項の規定により知事に

2 知事は、前項において準用する第6条第1項の規定によ

提出する書類は、地方局長を経由しなければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、林業・木材産業改善資金の貸付けに関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に貸付けの決定を行った改正前の愛媛県林業改善資金貸付規則第2条第1項の表、同条第2項の表、同条第3項の表及び同条第4項の表に掲げる資金については、なお従前の例による。

様式第1号(第5条、第6条、第15条関係) 林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

氏名又は名称及び住所
申請者 並びに団体にあつては、
代表者の氏名

印

林業・木材産業改善措置に関する計画

項 目	現 状	目 標
林業・木材産業改善措置の目標		

林業・木材産業改善措置の内容								
林業・木材産業改善措置の実施時期	項 目	年度別の事業量						林業・木材産業改善措置の対象
	(月 日)	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
		<p>記載要領 1 全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置については当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置以外の措置についても必要に応じ記載すること。</p> <p>2 年度別の事業量欄は、当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業の完了予定月日を()書で記載するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記載すること。</p> <p>3 林業・木材産業改善措置の対象の欄は、林業・木材産業改善措置として行う項目につき、 印を付すこと。</p>						

林業・木材産業改善 資金貸付残高		円（年 月 日現在）									
林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法	区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	合計
		総事業費									
資金内訳	改善資金										
	その他の借入金										
	自己資金										
<p>記載要領 総事業費の区分の欄は、機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容を記載すること。また、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。</p>											

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2号(第5条、第6条、第15条、第16条関係) 林業・木材産業改善資金貸付資格認定書

林業・木材産業改善資金貸付資格認定書

第 号
年 月 日

殿

愛媛県知事 印

年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第7条第1項の認定については、これを認定します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3号(第6条、第15条、様式第10号関係) 林業・木材産業改善資金借入申込書

林業・木材産業改善資金借入申込書

年 月 日

愛媛県知事 殿
(融資機関)

申込者 氏名又は名称及び住所
並びに団体にあつては、
代表者の氏名



受付事務委託機関				受理日		年 月 日					
受 理 地 方 局				受理日		年 月 日					
償還期間	据置期間	資金交付 希 望 日		貸付対象事業の内容及び申請額							
				事 業 量		事 業 費	申 請 額				
年	年	月 日				千円	千円				
連 帯 債 務 者	住 所	氏 名	印	連 帯 保 証 人	住 所	氏 名					
担 保 物 件											
償 還 計 画		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	償還日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
	月 日	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		11年目	12年目	13年目	14年目	15年目					
	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額						
	千円	千円	千円	千円	千円						
申 込 者 の 概 要	設立時期(個人にあつては、事業開始の時期)										
	事 業 の 概 要										
	資 本 金 の 額 又 は 出 資 の 総 額										
	常 時 使 用 す る 従 業 者 数										

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 印欄は、記載しないこと。

様式第4号(第6条、第8条、第14条 - 第16条関係) 林業・木材産業改善資金貸付決定通知書

林業・木材産業改善資金貸付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

愛媛県知事 (印)
(融資機関 (印))

資金の種類	貸付金	県貸付金	融資機関貸付金
連帯保証人			
連帯債務者			
資金の内容			
資金の用途			
貸付金額		貸付決定日	貸付決定番号
千円			
償 還 方 法	償還期日	償還額	備考
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
	第13回	年 月 日	千円
	第14回	年 月 日	千円
	第15回	年 月 日	千円
計		千円	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。

様式第5号(第6条、第8条、第16条関係) 林業・木材産業改善資金借用証書

(表)

収入 印紙 添付欄	事務委託機関受理年月日		年	月	日	
	貸付決定	番 号	第	号		
		年 月 日	年	月	日	
林業・木材産業改善資金借用証書						
資金の内容			資金の用途			
借受者の氏名 又は名称			借受者の住所			
借入金額	償還期日 及び 償還額	第1回	年	月	日	千円
		第2回	年	月	日	千円
第3回		年	月	日	千円	
第4回		年	月	日	千円	
第5回		年	月	日	千円	
第6回		年	月	日	千円	
第7回		年	月	日	千円	
第8回		年	月	日	千円	
第9回		年	月	日	千円	
第10回		年	月	日	千円	
第11回		年	月	日	千円	
第12回		年	月	日	千円	
第13回		年	月	日	千円	
第14回		年	月	日	千円	
第15回		年	月	日	千円	
千円						
償還期限						
年月日						
<p>本日上記のとおり林業・木材産業改善資金を借用いたしました。については、愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年愛媛県規則第64号)及び裏面記載の特約条項を承知の上、借入金の償還は、償還期日に相違なく実行することを確約いたします。</p> <p>愛媛県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所 借受者 並びに団体にあつては、 代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p>林業・木材産業改善資金の借受けにつき、次の者は、愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面記載の特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の弁済の責めに任じます。</p>						
連帯保証人	氏名	印	住	所		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 印欄は、記載しないこと。

(裏)

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 愛媛県(以下「甲」という。)は、林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、乙に対し直ちに債務の全部又は一部を弁済させる。

- (1) この借入金を借用証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は貸付対象事業実施期間経過後長期にわたり使用しなかったとき。
- (2) この資金の借入れの際又は借入れ後、この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して、虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 貸付資格の認定が取り消されたとき。
- (4) 愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの特約条項に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (5) その他甲が債権保全上著しい支障があると認められたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、貸付対象事業完了後30日以内に林業・木材産業改善資金事業実施報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、乙が法人格のない団体であるときは、当該事業実施報告書に資金調達の実績について個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印した個人別明細書を添付しなければならない。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告しなければならない。

(弁済充当の指定権)

第4条 乙及びその連帯保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金等)

第5条 乙は、償還期限又は期限前償還を請求された場合の甲の指定する期日に償還金又は償還をすべき金額を支払わなかったときは、これらの期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、甲が支払期日を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定を行ったときも、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、第1条第1号から第4号までに該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した違反金を併せて支払う。

(連帯保証人)

第6条 連帯保証人は、この契約に基づく一切の債務について、乙と連帯保証人との契約のいかんにかかわらず、乙と連帯して当該債務の履行の責めを負う。

(連帯保証人の追加等)

第7条 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じなければならない。

2 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応ずるものとする。

第8条 乙は、甲がこの契約に基づく債務の担保を必要と認めて請求した場合は、甲の指定する資産に別に締結する抵当権設定契約により抵当権を設定し、又はこの資金の借入れにより購入若しくは設置をする機械若しくは施設について、別に譲渡担保契約を締結するものとする。

2 乙は、前項の規定による抵当権の設定に当たっては、遅滞なく、登記手続を完了し、その登記簿謄本を甲に提出するものとする。

(担保の保全)

第9条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他に譲渡し、賃貸し、担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならない。

2 乙は、担保として提供した資産の価値が減失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

(担保の追加等)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じなければならない。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応ずるものとする。

(合意管轄)

第11条 甲及び乙は、この契約に関する訴訟につき愛媛県松山市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第6号(第9条、様式第12号関係) 林業・木材産業改善資金事業実施報告書

林業・木材産業改善資金事業実施報告書 年月日												
愛媛県知事 殿 (融資機関)												
借受者 氏名又は名称及び住所 並びに団体にあっては、 代表者の氏名												
借受状況	貸付決定年月日			貸付決定番号			資金借受年月日		借入金額			
	年 月 日			第 年度号			年 月 日		千円			
事業実施状況	事業着手年月日			年 月 日			事業完了年月日		年 月 日			
	事業計画			事業実績							計画と実績の相違点及びその理由	
	内容	数量	単価	金額	内容	数量	単価	支払金額	領収書番号			
		円	円			円	円					
資金調達の実績	総事業費			資金調達区分								
				林業・木材産業改善資			自己資金		その他			
	計画	円			円			円		円		
実績												
研修機関等の確認	年月日 研修を受けた機関又は林業従事者等(海外研修にあっては、派遣機関)											
	印											
事業費等の確認	貸付対象機械等の適否											
	貸付限度額の確認			貸付限度額		円		貸付超過額		円		処理経過
	確認の証明			上記のとおり相違ないことを証明します。 年月日 確認した機関名(責任者)								

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 印欄は、記入しないこと。
 4 事業計画欄は、申請時の事業計画の概要(変更承認を得た場合にあっては、変更後の事業計画の概要)を記載すること。
 5 事業実績欄は、貸付対象機械、施設名、型式、規格、資材名、数量、単価等を詳細に記載すること。
 6 次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 領収書の写し
 (2) 林業・木材産業改善資金を共同で借り受けた場合にあっては、個人別明細表

様式第7号(第10条、第16条関係) 林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書

林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書

年 月 日

殿

愛媛県知事 印

年 月 日付で認定した林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を、次のとおり取り消したので通知します。

貸付資金	貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
	年 月 日		円
取消理由			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8号(第12条、様式第13号関係) 林業・木材産業改善資金償還金支払猶予申請書

林業・木材産業改善資金償還金支払猶予申請書							年 月 日	
愛媛県知事		殿		氏名又は名称及び住所				
(融資機関)				申請者 並びに団体にあつては、				
				その代表者の氏名			(印)	
年 月 日償還予定の償還金額				円				
借受資金	貸付決定日	貸付決定番号	借入金額	既償還額	借受残高	備考		
	年 月 日		円	円	円			
	支払猶予申請理由							
償還計画	変更前			変更後				
		償還期日	償還金額	残高		償還期日	償還金額	残高
	第1回	年 月 日	円	円	第1回	年 月 日	円	円
	第2回	年 月 日	円	円	第2回	年 月 日	円	円
	第3回	年 月 日	円	円	第3回	年 月 日	円	円
	第4回	年 月 日	円	円	第4回	年 月 日	円	円
	第5回	年 月 日	円	円	第5回	年 月 日	円	円
	第6回	年 月 日	円	円	第6回	年 月 日	円	円
	第7回	年 月 日	円	円	第7回	年 月 日	円	円
	第8回	年 月 日	円	円	第8回	年 月 日	円	円
	第9回	年 月 日	円	円	第9回	年 月 日	円	円
	第10回	年 月 日	円	円	第10回	年 月 日	円	円
	第11回	年 月 日	円	円	第11回	年 月 日	円	円
	第12回	年 月 日	円	円	第12回	年 月 日	円	円
	第13回	年 月 日	円	円	第13回	年 月 日	円	円
	第14回	年 月 日	円	円	第14回	年 月 日	円	円
第15回	年 月 日	円	円	第15回	年 月 日	円	円	
支払猶予後の借受残高の償還方法								

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 災害又は林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第3条第1項の貸付けを受けた者(その者が団体である場合には、その団体を構成する個人)若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷を証明する書類を添付すること。

様式第9号(第12条、第15条、第16条関係) 林業・木材産業改善資金償還金支払猶予決定通知書

林業・木材産業改善資金償還金支払猶予決定通知書 年 月 日 殿 愛媛県知事 (融資機関)							
資 金 の 種 類		貸付金		県貸付金		融資機関貸付金	
年 月 日償還予定の償還金額						円	
貸付資金	貸付決定日	貸付決定番号	借入金額	既償還額	借受残高	備考	
	年 月 日		円	円	円		
償還計画	変更前			変更後			
	償還期日		償還金額	残高	償還期日		償還金額
	第1回	年 月 日	円	円	第1回	年 月 日	円
	第2回	年 月 日	円	円	第2回	年 月 日	円
	第3回	年 月 日	円	円	第3回	年 月 日	円
	第4回	年 月 日	円	円	第4回	年 月 日	円
	第5回	年 月 日	円	円	第5回	年 月 日	円
	第6回	年 月 日	円	円	第6回	年 月 日	円
	第7回	年 月 日	円	円	第7回	年 月 日	円
	第8回	年 月 日	円	円	第8回	年 月 日	円
	第9回	年 月 日	円	円	第9回	年 月 日	円
	第10回	年 月 日	円	円	第10回	年 月 日	円
	第11回	年 月 日	円	円	第11回	年 月 日	円
	第12回	年 月 日	円	円	第12回	年 月 日	円
	第13回	年 月 日	円	円	第13回	年 月 日	円
	第14回	年 月 日	円	円	第14回	年 月 日	円
第15回	年 月 日	円	円	第15回	年 月 日	円	
備考							

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。

様式第10号（第14条関係） 林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 殿

申請者 住所、名称及び
代表者の氏名

㊟

林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行うため、次のとおり貸付金を借用したいので、申請します。

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額 円

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者から提出のあった林業・木材産業改善資金借入申込書（様式第3号）の写し、資料その他知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第11号（第14条関係） 林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書
（表）

収入印紙
添付欄

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

第 号
年 月 日

融資機関 住所、名称及び
代表者の氏名

㊟

林業・木材産業改善資金に係る法令及び国の通知、愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年愛媛県規則第64号）並びに裏面の特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確認いたします。

貸付決定日	年 月 日	貸付決定番号	
借入希望者氏名		借入希望者住所	
借入金額	金 円		
償還期日及び償還額	回数	償還期日	償還額
	第1回	年 月 日	円
	第2回	年 月 日	円
	第3回	年 月 日	円
	第4回	年 月 日	円
	第5回	年 月 日	円
	第6回	年 月 日	円
	第7回	年 月 日	円
	第8回	年 月 日	円
	第9回	年 月 日	円
	第10回	年 月 日	円
	第11回	年 月 日	円
	第12回	年 月 日	円
	第13回	年 月 日	円
	第14回	年 月 日	円
第15回	年 月 日	円	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏)

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 融資機関(以下「甲」という。)は、愛媛県(以下「乙」という。)から借り受けたこの資金と同額を、借入申込者(以下「丙」という。)に対し、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同じにして無利子で転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、甲に対し直ちに債権の全部又は一部を弁済させる。

- (1) 甲が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 甲が県貸付金の償還を怠ったとき(丙に転貸した資金の償還を愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条第1項において準用する同規則第12条第3項の規定により猶予したことにより、甲が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)。
- (3) 甲が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (4) 甲がこの資金の借入れの際、又は借入れ後、この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、乙に対して、虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 甲につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産若しくは再生手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (7) 甲が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 甲が乙に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) 甲が愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの特約条項に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他乙が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 甲は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を乙に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 甲は、甲丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

2 甲は、甲丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき、又は丙の任意の弁済を受けたときは、この契約に定める償還期限にかかわらず、速やかに受領額を乙に償還する。

3 乙は、甲が甲丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償

還の請求をするよう甲に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 甲は、この借入金の使途を明らかにするため、乙の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙の定めるところにより、遅滞なくその旨を乙に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良し、造成し、又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
- (2) 甲の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は甲に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 甲の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 甲丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他乙が指示する場合

(調査)

第7条 甲は、乙の職員その他乙の委託を受けた者が、甲の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 甲は、弁済充当の指定権が乙にあることを承認する。

(違約金等)

第9条 甲は、償還期限又は期限前償還を請求された場合の乙の指定する期日に償還金又は償還をすべき金額を支払わなかったときは、これらの期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を乙に支払う。

2 甲は、丙が愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条第1項において準用する同規則第12条第2項による支払の猶予の申請をした場合において、乙が支払期日を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定を行ったときも、前項の規定による違約金を支払う。

3 甲は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として乙から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した違反金を併せて支払う。

4 甲は、甲丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を乙に報告し、その指示に従う。

5 甲は、前項の規定により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを乙に償還する。

(転貸債権の質入)

第10条 甲は、この借入金債務の担保として、乙の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙

に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに乙に質入れし、乙と協力して速やかに第三者対抗要件を整備する。

(合意管轄)

第 11 条 甲及び乙は、この契約に関する訴訟につき愛媛県松山市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第12号（第15条関係） 林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書			
愛媛県知事 殿		年 月 日	
		融資機関	住所、名称及び 代表者の氏名
		㊟	
貸付決定番号		貸付決定日	
貸付金額		貸付実行日	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金事業実施報告書（様式第6号）の写しを添付すること。

様式第13号 (第15条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書

林業・木材産業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書								
愛媛県知事 殿						第 号 年 月 日		
融資機関 住所、名称及び 代表者の氏名 (印)								
年 月 日償還予定の償還金額							円	
借 受 資 金	貸付決定日	貸付決定番号	借入金額	既償還額	借受残高	備考		
	年 月 日		円	円	円			
償 還 計 画	変更前			変更後				
		償還期日	償還金額	残高		償還期日	償還金額	残高
	第1回	年 月 日	円	円	第1回	年 月 日	円	円
	第2回	年 月 日	円	円	第2回	年 月 日	円	円
	第3回	年 月 日	円	円	第3回	年 月 日	円	円
	第4回	年 月 日	円	円	第4回	年 月 日	円	円
	第5回	年 月 日	円	円	第5回	年 月 日	円	円
	第6回	年 月 日	円	円	第6回	年 月 日	円	円
	第7回	年 月 日	円	円	第7回	年 月 日	円	円
	第8回	年 月 日	円	円	第8回	年 月 日	円	円
	第9回	年 月 日	円	円	第9回	年 月 日	円	円
	第10回	年 月 日	円	円	第10回	年 月 日	円	円
	第11回	年 月 日	円	円	第11回	年 月 日	円	円
	第12回	年 月 日	円	円	第12回	年 月 日	円	円
	第13回	年 月 日	円	円	第13回	年 月 日	円	円
	第14回	年 月 日	円	円	第14回	年 月 日	円	円
第15回	年 月 日	円	円	第15回	年 月 日	円	円	
支払猶予後の借受残高の償還方法								

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金償還金支払猶予申請書(様式第8号)の写しを添付すること。

○愛媛県規則第65号

愛媛県林業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県林業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則

愛媛県林業改善資金会計事務取扱規則（昭和51年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則

第1条中「林業改善資金助成法」を「林業・木材産業改善資金助成法」に改め、「法」という。）の下に「及び愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年愛媛県規則第64号。以下「規則」という。）」を加え、「林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金（以下「林業改善資金」という。）」を「林業・木材産業改善資金」に改める。

第2条中「第13条第1項」を「第14条第1項」に、「林業改善資金」を「林業・木材産業改善資金（規則第1条第1項の林業・木材産業改善資金をいう。以下同じ。）」に改める。

第3条の見出しを「（林業・木材産業改善貸付資金の交付）」に改め、同条中「林業改善資金」を「林業・木材産業改善資金」に、「林業改善貸付資金」を「林業・木材産業改善貸付資金」に改める。

第4条の見出しを「（林業・木材産業改善貸付資金・林業・木材産業改善資金償還金受払簿の記帳）」に改め、同条中「林業改善貸付資金の」を「林業・木材産業改善貸付資金の」に、「林業改善資金に」を「林業・木材産業改善資金に」に、「林業改善貸付資金・林業改善資金償還金受払簿」を「林業・木材産業改善貸付資金・林業・木材産業改善資金償還金受払簿」に改める。

第5条中「林業改善貸付資金の」を「林業・木材産業改善貸付資金の」に、「林業改善貸付資金受払報告書」を「林業・木材産業改善貸付資金受払報告書」に改める。

第6条及び第9条中「林業改善資金」を「林業・木材産業改善資金」に改める。

様式第1号中「林業改善貸付資金・林業改善資金償還金受払簿」を「林業・木材産業改善貸付資金・林業・木材産業改善資金償還金受払簿」に改め、同様式注2中「林業改善資金の種類」を「林業・木材産業改善資金の内容」に改める。

様式第2号中「林業改善貸付資金受払報告書」を「林業・木材産業改善貸付資金受払報告書」に、「の林業改善貸付資金」を「の林業・木材産業改善貸付資金」に改め、同様式注2中「林業改善資金の種類」を「林業・木材産業改善資金の内容」に改める。

様式第3号中

林業生産 高度化資 金償還金	新林業部 門導入資 金償還金	林業労働 福祉施設 資金償還 金	青年林業 者等養成 確保資金 償還金
----------------------	----------------------	---------------------------	-----------------------------

¥	¥	¥	¥
」			
を			
「			
林業・木材産業改善資金			
¥			
」			

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則様式第1号から様式第3号までの規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定を行う資金に係る林業・木材産業改善貸付資金・林業・木材産業改善資金償還金受払簿、林業・木材産業改善貸付資金受払報告書及び納入通知書の様式について適用し、同日前に貸付けの決定を行った資金に係る林業改善貸付資金・林業改善資金償還金受払簿、林業改善貸付資金受払報告書及び納入通知書の様式については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1999号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び西条市において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
ワタキューセイモア株式会社
京都府綴喜郡井手町多賀字茶臼塚12番地の2
代表取締役 安道 光二
- 事業場の名称及び所在地
ワタキューセイモア株式会社四国工場
西条市ひうち字東ひうち18 - 25
- 特定施設に関する事項
(1) ICW - 12型連続洗濯機

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第67号 洗浄施設
特定施設の能 力	1時間当たり2,400キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	排水処理施設完成日
特定施設の使用時間間隔	間 歇
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間

特定施設の使用の季節的変動の概要		春、秋に20%増加
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.0～11.0 最大 9.0～11.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 115 最大 128
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 34 最大 37
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 11.5 最大 13.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 112 最大 168

(2) C P 19 - 12型連続洗濯機

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり2,400キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	排水処理施設完成日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		
春、秋に20%増加		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.0～11.0 最大 9.0～11.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 115 最大 128
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 34 最大 37
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 11.5 最大 13.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 112 最大 168

(3) L C B W - 12型連続洗濯機

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり2,400キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	排水処理施設完成日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		
春、秋に20%増加		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.0～11.0 最大 9.0～11.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 115 最大 128
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 34 最大 37
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 11.5 最大 13.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 112 最大 168

(4) F L T - 200型全自動洗濯脱水機

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり300キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	排水処理施設完成日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		
春、秋に20%増加		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.0～11.0 最大 9.0～11.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 115 最大 128

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 34 最大 37
窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 10 最大 10
りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 11.5 最大 13.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 60 最大 90

(5) F L T - 100 A S 型全自動洗濯脱水機

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗浄施設	
特定施設の能 力	1時間当たり150キログラム処理×2基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	排水処理施設完成日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	春、秋に20%増加	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 9.0~11.0 最大 9.0~11.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリ グラム)	通常 115 最大 128
	浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 34 最大 37
	窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 10 最大 10
	りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 11.5 最大 13.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 30 最大 45	

(6) M O X - 100 N U 型全自動洗濯脱水機

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗浄施設
特定施設の能 力	1時間当たり150キログラム処理×5基
工事の着手予定年月日	許可後直ちに

工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	排水処理施設完成日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	春、秋に20%増加	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 9.0~11.0 最大 9.0~11.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリ グラム)	通常 115 最大 128
	浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 34 最大 37
	窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 10 最大 10
	りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 11.5 最大 13.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 30 最大 45	

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種 類	生物処理+物理処理		
処理施設の構 造	コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 42.5メートル 横 14メートル 高さ 5メートル		
処理施設の能 力	1日当たり950立方メートル		
汚水等の処理の方式	生物処理+フェントン酸化処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 9.0~11.0 最大 9.0~11.0	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 108 最大 120	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 32 最大 35	通常 10 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10	通常 10 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 12	通常 0.94 最大 0.94
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 634 最大 950	通常 634 最大 950

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.94 最大 0.94
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 634 最大 950

○愛媛県告示第2000号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成18年10月23日	愛媛県第1241号	魚廃物加工肥料	明浜漁協魚廃物加工肥料	窒素全量7.0 りん酸全量1.5 加里全量1.0	公定規格のとおり	明浜漁業協同組合 愛媛県東宇和郡明浜町大字狩浜1番耕地215番地

○愛媛県告示第2001号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 起業者の名称
社会福祉法人 福角会
- 2 事業の種類
知的障害者地域生活援助事業「もくれんホーム・つばきホーム」の建設事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分
愛媛県松山市福角町地内
(2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由

平成15年9月2日に、社会福祉法人福角会から申請のあった本件事業に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設」に該当する。
このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業は、社会福祉法第2条第3項第6号に規定する知的障害者地域生活援助事業であり、本件事業の起業者である社会福祉法人福角会は、本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。
また、起業者は、本件事業の実施年度に必要となる工事費、用地補償費等の予算を計上することとしており、本件事業が施行されることは確実と認められる。
このため、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本件事業は、社会福祉法人福角会が設置、運営する知的障害者更正施設の入所者、特に重度知的障害者が自らの決定や選択により住まいの場を施設から地域へ移行し、地域で自立した生活に移行(以下「地域移行」という。)できるようにグループホームを整備し、社会福祉法の基本理念の一つである「地域福祉」の促進を図るものであり、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存在すると認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益として周辺環境への影響が考えられるが、本件事業が環境影響評価法(平成9年法律第81号)等による環境影響評価の対象事業となっていないことから周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件及び工事施行等の技術的条件による3案の候補地の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限に限定されているものと認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
本件事業は、知的障害者の地域移行が可能となるよう

知的障害者の社会自立を支え、もって在宅福祉及び地域福祉の促進を図るものであり、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第2002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	379号	上浮穴郡小田町大字吉野川2186番地先から 喜多郡内子町大瀬東2563番まで	旧	メートル 5.0~32.2	キロメートル 0.492	
			新	5.0~32.2 11.6~45.0	0.492 0.478	

○愛媛県告示第2003号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15西局丹土（開）第7号 平成15年10月3日	周桑郡丹原町大字高知甲426番	周桑郡丹原町大字高知甲425番地 山内 一郎
15西局丹土（開）第8号 平成15年10月3日	周桑郡丹原町大字池田609番7及び610番6	周桑郡丹原町大字願連寺478番地 青野 真司

○愛媛県告示第2004号

愛媛県収入証紙をもって納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年3月愛媛県告示第283号）の一部を次のように改正し、平成15年11月1日から施行する。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

1の項第10号を次のように改める。

(10) 武道館使用料

訓 令

○愛媛県訓令第26号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 林業政策課の表16の部事務の種類欄中「林業改善資金助成法」を「林業・木材産業改善資金助成法」に改め、同部1の項及び2の項を削り、同部3の項事項の欄中「第13条」を「第14条」に改め、同項を同部1の項とし、同部4の項同欄中「貸付け」を「貸付資格の認定及び認定の取消し並びに貸付け」に、「愛媛県林業改善資金貸付規則（次項）」を「愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則（以下この部）」に、「第8条」を「第5条、第6条、第10条、第14条、第15条」に改め、同項を同部2の項とし、同部5の項同欄中「検査（規則第11条）」を「指示（規則第9条、第15条）」に改め、同項を同部3の項とし、同部中同項の次に次のように加える。

4 期限前償還請求の決定 (規則第11条、第15条)				
5 支払猶予の決定(規則 第12条、第15条)				

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年10月8日	特定非営利活動法人 フラット	角 森 美 保	今治市新谷乙223番地72	この法人は、障害者及び高齢者の方々を対象に、自由に安心して社会参加や自立生活を送る様にあらゆる面から支援すると共に、地域住民に対し、対象者やボランティア活動に理解を求めつつボランティア活動に参加を促しながら個々の技能を高め、対象者が地域住民と共生できる社会づくりを促進することを目的とする事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年10月17日

愛媛県立中央病院長 藤 井 靖 久

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
重油(J I S K 2205 1種2号)約800,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成15年9月26日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町二丁目9番12号	29,19円	一般競争入札	平成15年2月14日

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

9月30日

愛媛県技術吏員 山 本 貴 恵
同 森 岡 幸 子
同 井 手 理 江
同 安 波 千 恵
同 細 川 智 司
同 花 山 宜 久
同 鈴 木 貴 子
同 森 賀 昭 恵

願により本職を免ずる(各通)

愛媛県技術吏員 岩 田 真 治

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)

10月1日

(県立今治病院) 麓 憲 行
(県立伊予三島病院) 岸 陽 子
(県立新居浜病院) 久 米 綾

(同) 平 尾 文 治
(同) 瀬 野 利 太
愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)1級を命ずる
技師を命ずる
(頭書)勤務を命ずる(各通)
(県立中央病院) 加 藤 亜 紀 子
(同) 徳 井 良 子
(同) 村 上 か お り
(同) 宮 成 利 恵
(県立伊予三島病院) 永 井 里 絵
愛媛県技術吏員に任命する
医療職(三)2級を命ずる
技師を命ずる
(頭書)勤務を命ずる(各通)

